

初回の産科受診料を助成します

浜田市では、低所得の妊婦の経済負担の軽減を図るとともに、必要な支援につなげることを目的として、初回の産科受診料（妊娠判定のための受診）を助成します。

助成対象者

初回産科受診日（妊娠判定を受ける受診日）において、住民登録がある方のうち妊娠判定を受けた方で以下のいずれかに該当する方

- ① 生活保護世帯または市民税非課税世帯の方
- ② ①と同等の所得水準であると認められる方

※妊婦健診を受ける医療機関等と市が、支援に必要な情報を共有することに同意することが助成要件です。

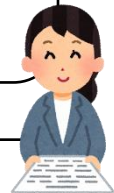


助成額・申請期限

- ① 助成額 初回産科受診に要した費用 上限 10,000 円
(ただし、保険適用分（自己負担額を含む）を除く)
- ② 申請期限 初回産科受診日から 6 か月を経過する日の月末まで
※令和6年4月1日以降に受診した初回の産科受診料が対象です。

申請に必要なもの

- ① 浜田市初回産科受診費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 助成に係る初回産科受診の領収書及び明細書
- ③ 妊娠と判定されたことが確認できる書類（エコー写真、検査結果等）
- ④ ①の申請書に記入している口座の通帳のコピー
- ⑤ 世帯の課税状況が確認できる書類（※他市町村からの転入等により市において課税状況が確認することができない方のみ）



申請方法

浜田市子育て世代包括支援センターまたは各支所市民福祉課窓口にて、申請書及び必要書類を併せて提出してください。申請書は、提出時に記入することも可能です。

申請先・お問い合わせ先

浜田市子育て世代包括支援センター「すくすく」(野原町 859-1) TEL22-1253

金城支所市民福祉課 TEL42-1235

旭支所市民福祉課 TEL45-1435

弥栄支所市民福祉課 TEL48-2656

三隅支所市民福祉課 TEL32-2806